

日南市新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金支給額計算書（1月分）

事業規模および開店時期によって計算式が異なります。この計算書を参考に算出してください。

支給額計算にあたっての確認事項

- ①支給額は、**店舗単位**での計算となります。
- ②支給額の計算に用いる売上高は、営業時間短縮を行った店舗の**飲食事業に関する売上高**（以下、「**飲食業売上高**」と表記）となります。
- ③**飲食業売上高**には、**営業時間短縮要請の対象外の宅配（デリバリー）や持ち帰り（テイクアウト）の売上は含めません。**
- ④支給額計算に用いる**飲食業売上高は、消費税抜き**の金額です。
(消費税及び地方消費税を除いた金額)

◎事業規模や売上額により協力金額が異なる場合があります。

下記の1および2に記入し、該当するページから支給額を計算してください。

1 時短要請に協力した日数（該当するの口にチェックを入れてください。）

- ① 20日間（1/25～2/13）
 ② 19日間（1/26～2/13）
 ③ 18日間（1/27～2/13）
 ④ 17日間（1/28～2/13）

協力日数 日

2 事業規模について（いずれかの口にチェックを入れてください。）

中小企業（個人事業主含む）・・・以下の要件のいずれかを満たすこと

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ等)	5,000万円以下	100人以下

↓
【2ページへ】

大企業【4ページへ】

【中小企業（個人事業主含む）はここから記入してください。】

店舗が開店したのは、令和3年1月1日以前ですか？

いいえ

はい

令和3年1月と2月の飲食業売上高合計（消費税抜き）は「4,425,000円以下」、
令和2年1月と2月の飲食業売上高合計（消費税抜き）は「4,500,000円以下」
ですか？

いいえ（当てはまらない）

はい

支給額は1日当たり30,000円になります。

本計算書1ページ目の「時短要請に協力した日数」で選択した時短協力日数
に応じた協力金支給額を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します。」に
チェックを入れてください。

	1日当たり 支給額	時短協力日数	協力金支給額
<input type="checkbox"/>	30,000円	20日〔1/25(火)~2/13(日)〕	600,000円
<input type="checkbox"/>	30,000円	19日〔1/26(水)~2/13(日)〕	570,000円
<input type="checkbox"/>	30,000円	18日〔1/27(木)~2/13(日)〕	540,000円
<input type="checkbox"/>	30,000円	17日〔1/28(金)~2/13(日)〕	510,000円

※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。

協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。

3ページから記入してください。

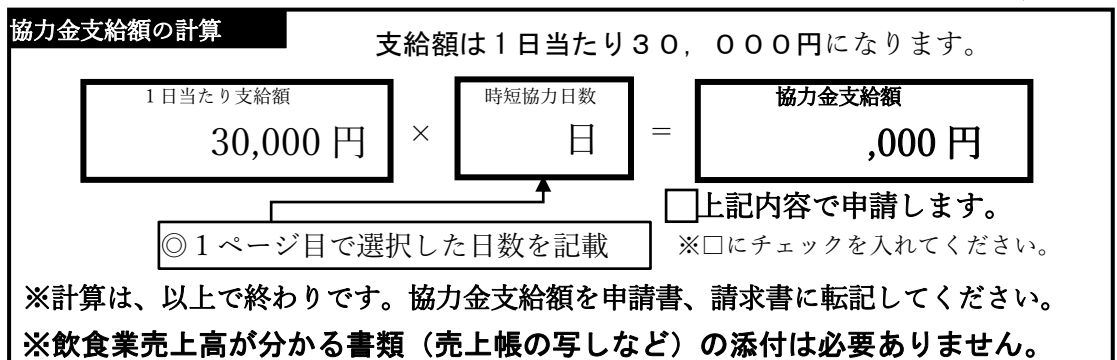
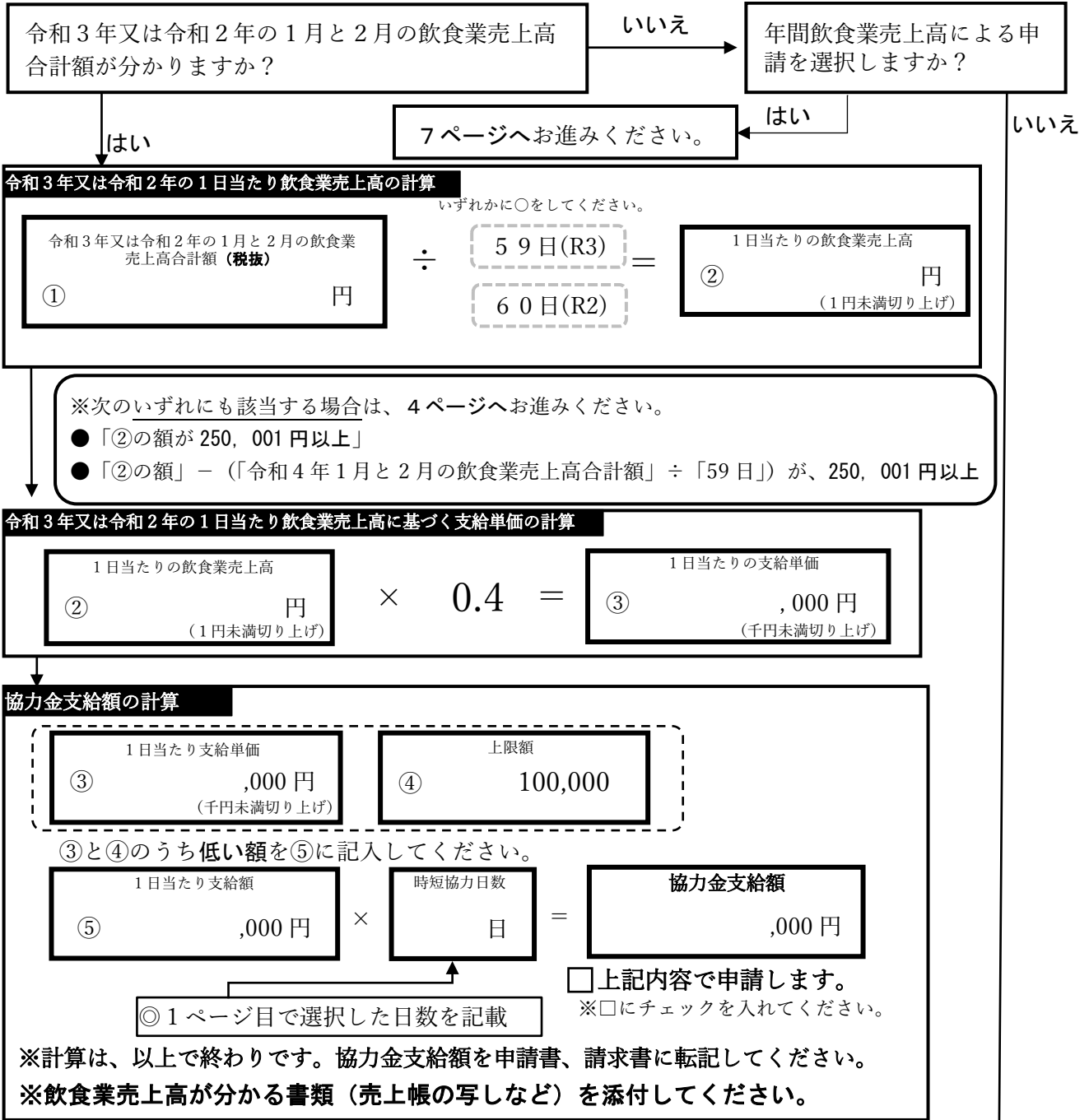
6ページから記入してください

【売上高方式での計算（中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。「時短協力日数」は、1ページ目で選択した日数を記載してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。



【売上高減少額方式での計算（大企業又は売上高減少額方式を選択する中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。「時短協力日数」は、**1ページ目で選択した日数を記載**してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

開店したのは、令和3年1月1日以前ですか？

はい ↓ いいえ ↓

5ページへお進みください。

1日当たり飲食業売上高減少額の計算

いずれかに○をしてください。

令和3年又は令和2年の1月と2月の飲食業売上高合計額（税抜） 円 ÷ = 円
(1円未満切り上げ)

令和4年1月と2月の飲食業売上高合計額（税抜） 円 ÷ 59日 = 円
(1円未満切り上げ)

円 - 円 = 円
 1日当たり飲食業売上高減少額

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価および上限額の計算

円 × 0.4 = ,000 円
(千円未満切り上げ)

1日当たり支給単価

200,000 円
 上限額

協力金支給額の計算

⑥、⑦のうち最も低い額を⑧に記入してください。

,000 円 × 日 = ,000 円

上記内容で申請します。
 ※にチェックを入れてください。

1ページ目で選択した日数を記載

※計算は、以上で終わりです。協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。
 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高減少額方式での計算（令和3年1月2日以降に開店した店舗）】

売上高減少額方式で計算する店舗のうち、令和3年1月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

「時短協力日数」は、1ページ目で選択した日数を記載してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R3.1.2～R3.12.1	R3年12月の飲食業売上高	31日
R3.12.2～R3.12.25	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.12.26～R4.1.25	開店日からR4.1.25までの飲食業売上高	開店日からR4.1.25までの日数
R4.1.26日以降	1日あたり支給額を30,000円とする。	

$$\boxed{\text{① 時短要請前の飲食業売上高 (税抜) 円}} \div \boxed{\text{② 日数 ()日}} = \boxed{\text{③ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}}$$

時短要請期間を含む期間の1日当たり飲食業売上高の計算

$$\boxed{\text{④ 令和4年1月と2月の飲食業売上高合計額 (税抜) 円}} \div \boxed{\text{59日}} = \boxed{\text{⑤ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}}$$

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価の計算

$$\left(\boxed{\text{③ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}} - \boxed{\text{⑤ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}} \right) \times 0.4 = \boxed{\text{⑥ 1日当たり支給単価 ,000円 (千円未満切り上げ)}}$$

上限額

$$\boxed{\text{⑦ 上限額Ⅱ 200,000円}}$$

協力金支給額の計算

⑥、⑦のうち最も低い額を⑧に記入してください。

$$\boxed{\text{⑨ 1日当たり支給額 ,000円}} \times \boxed{\text{時短協力日数 日}} = \boxed{\text{協力金支給額 ,000円}}$$

◎ 1ページ目で選択した日数を記載

上記内容で申請します。
※□にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高方式（新規開店特例により計算）】

令和3年1月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

「時短協力日数」は、1ページ目で選択した日数を記載してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高に基づく支給単価の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R3.1.2~R3.12.1	R3年12月の飲食業売上高	31日
R3.12.2~R3.12.25	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.12.26~R4.1.25	開店日からR4.1.25までの飲食業売上高	開店日からR4.1.25までの日数
R4.1.26日以降	1日あたり支給額を30,000円とする。	

時短要請前の飲食業売上高（税抜）

①

円

÷

②日数
()日

×

0.4 =

1日当たりの支給単価

③

,000円

(千円未満切り上げ)

③は30,000円を超えますか？

いいえ

はい

協力金支給額の計算

1日当たりの支給単価

③

,000円
(千円未満切り上げ)

上限額

④

100,000円

③と④のうち低い額を⑤に記入してください。

1日当たり支給額

⑤

,000円

×

時短協力日数

日

=

協力金支給額

,000円

◎1ページ目で選択した日数を記載

上記内容で申請します。

※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

協力金支給額の計算

支給額は1日当たり30,000円になります。

1日当たり支給額

30,000円

×

時短協力日数

日

=

協力金支給額

,000円

◎1ページ目で選択した日数を記載

上記内容で申請します。

※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は必要ありません。

【売上高方式（年間売上高での計算）】

令和3年及び令和2年の1月と2月の売上が不明な場合は、年間売上高による申請ができますので、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

「時短協力日数」は、1ページ目で選択した日数を記載してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

